○５番（福永　啓君）　一般質問を行います。

現在、地域防災計画の策定が進んでいると思います。熊本地震以前も地域防災計画はありました。また、ハザードマップもありました。以前より再三地域防災計画やハザードマップについての問題点を指摘していたところではありますが、やっと地域防災計画やハザードマップについて抜本的な改正を行うという答弁をいただいた直後の熊本地震でした。熊本地震以前にも、地域防災計画やハザードマップについての問題点は認識されていたと思いますが、今回の熊本地震によりさらなる問題点や課題が浮き彫りになったと思います。その浮き彫りとなった問題点や課題を地域防災計画やハザードマップにどのように生かしていくのかお聞きします。

続いて、仮設住宅、今後の有効利用方法について質問します。

今までも仮設住宅について一般質問を行ってまいりました。仮設住宅としての利用については、今回１年の延長が認められたところですが、その後木造仮設を含め、仮設住宅がどのようになっていくのか、という声をたびたびお聞きします。木造仮設住宅については、町として有効利用を図るということですが、どのような有効利用方法ができるのか。町としてどのような有効利用方法を計画しているのかお聞きします。

個別の質問につきましては、質問席よりいたします。

○町長（藤木正幸君）　福永議員の質問に関して、１、地域防災計画について。（１）地域防災計画改正の進捗状況はどうなっているかについて、お答えします。

地域防災計画の改定については、平成29年８月29日付けで契約を締結し、約３カ月が経過したところです。進捗としましては、30％程度となっております。平成30年３月にでき上がる予定です。業務は主に６つあります。１、資料収集整理。２、熊本地震の分掌事務、課題の整理。３、災害想定避難所の検討。４、各部署通常業務の分掌事務整理。５、地域防災計画・水防計画の見直し・改正。６、災害対応マニュアルの作成。それぞれの進捗率は、資料収集整理が90％、熊本地震の分掌事務・課題の整理が30％、災害想定避難所の検討が20％、各部署通常業務の分掌事務整理が20％、地域防災計画・水防計画の見直しが30％、災害対応マニュアルの作成が20％程度となっています。現在業者と連絡を密に取り合いながら進めているところであります。

（２）地域防災計画改正に当たり、どのような点を重視しているかについて報告いたします。

今回の改定で重要視している点は主に２点あります。１つ目が熊本地震の経験を生かした内容にすること。２つ目が国交省が発表した浸水想定区域の改定に伴う変更であります。これまでの計画は、本町が経験した災害を想定したものでしたので、熊本地震ではほぼ計画どおりにできなかったのが実状であります。

このことを踏まえ、基本方針をはじめ、全体的に大幅な見直しを予定しております。また平成29年５月に国土交通省が浸水想定区域を大幅に変更し発表しています。これは近年のゲリラ豪雨や台風の大型化を考慮し、考えられる最大の状況を想定して策定したものであります。この浸水想定区域のもとに、水害の予防や応急対応、災害復旧などを見直す予定としています。見直した内容は、平成30年６月議会以降にお示しできるものと考えています。

２、仮設住宅の有効利用について。（１）木造仮設住宅を仮設住宅として利用した後、どのような有効利用を考えているかについて、お答えします。

木造仮設住宅の今後としましては、仮設としての使用が終了した後、町の恒久的な住宅として利用が考えられます。恒久的な住宅として使用する方法については、公営住宅法に規定する災害公営住宅を含む公営住宅として活用する方法と、町の条例で規定する住宅として使用する方法があります。木造仮設住宅を建設している県内の他自治体にも確認したところ、公営住宅の、縛りのある公営住宅としての使用予定の自治体はなく、条例上の住宅として検討しているところであります。本町としましても、まずは条例で規定する住宅としての利用を考えていますが、今後の利用については、御船町木造仮設住宅利活用検討委員会で協議した後考えたいと思います。

木造を含むすべての仮設住宅は、現在熊本県の所有となっており、木造仮設住宅については、仮設住宅としての供給期間の終了後、熊本県より無償で譲渡を受けることが可能とされています。しかし、現状の建物をそのままの状態で無償譲渡を受けた場合、今は仮設住宅ということで、特例的に建築基準法の規定を満たしていなくてもよいとされており、そのため、法令の基準等を満たしていない部分があるため、今のままで恒久的な住宅として使用することはできません。

恒久的な住宅として使用するためには幾つかの改修等が必要になってきます。また、改

修等に関しては、木造仮設のある７つの団地それぞれに共通するもの、団地ごとに異なるものがあり、改修等に関する費用や難易度が異なっています。

木造仮設の利活用については、さまざまな課題等があるため、今後御船町木造仮設住宅利活用検討委員会に諮問し、多角的な視点からの意見をいただき、その意見を踏まえた上で、仮設団地ごとの、どの仮設団地を恒久的な住宅として残していくのか、県へ返却していくのか、決定していきたいと考えています。

検討委員会委員につきましては、各団体の代表、議会議員、御船町役場関係課長からなる組織とし、今年度中に委員会として意見をまとめ、答申までしていきたいと予定しています。

その他の詳細は、担当課長より答弁させます。

○５番（福永　啓君）　まず、地域防災計画からです。まず、基本的なことからお伺いいたします。地域防災計画とは、そもそもどのような計画ですか。

○総務課長（吉本敏治君）　地域防災計画はどのようなものかというお尋ねですけれど、まず、この計画につきましては、基本となるのは災害対策基本法であります。その42条に、市町村地域防災計画という定めがあります。これにつきましては、その中に定める事項というものが規定をしてあります。その中で、施設の管理者、町でいえば町長になるわけですけれども、施設の管理者の業務としまして、防災施設の新設であったり改良、それから防災のための調査・研究、教育及び訓練、そして災害予防、情報の収集及び伝達、災害に関する予報または警報の発令及び伝達、そして、避難、消火、水防、救助、救難、衛生、その他の災害応急対策並びに災害復旧に関する事項別の計画を定めることとなっております。

また、それらのものを実際に実施するために、その措置に要する労務であったり施設、設備、物資、資金等の整備、備蓄、調達、配分、輸送、通信等からなる計画、こういったものを地域防災計画の中に定めるということになっております。

○５番（福永　啓君）　今お答えいただいたように、地域防災計画というのは単なる防災計画じゃない、防災から減災、その他、やはり被害対策・対応を復興・復旧、これに至るまで、災害に対するすべての基本計画であり、マニュアルでもあるわけなんです。それを今から作り込んでいくわけなんですが、先ほど町長から少し答弁がありました。熊本地震で問題があったと。今課長もいらっしゃるんですが、実際に職員の方々、非常に震災のとき実際にやってみて、これをもとにやってみて、いろんな問題があったと思います。先ほども出

ましたけど、具体的にどのような課題を実際やってみて感じたのか。そして、それに対して、どのような改善が必要だと一番強く思ったのか。そのあたりの感覚をお話しいただければと思います。

○総務課長（吉本敏治君）　大きく言えば、その改善点ということになろうかと思いますけれども、この熊本地震が最も大きな災害であったということは言うまでもないことなんですけれども、そういう、これまでに広域かつ大規模な災害が熊本地震以外にはなかったということであろうと思います。

そういった災害であったがために、なかなか初期の対応から十分な対応がすることができなかったと思っております。特に、支援物資に関するもの、それから避難所が被災した場合の、その代替施設をどうするか、それから大量の避難者が発生しますので、避難者の中からの感染者の発生、それから今回感じましたペット同行避難、こういったものはあまり頭の中にありませんでした。そういったことなど、挙げれば切りがないくらいなんですけれども、そしてまた避難所に大量の避難者が発生しましたので、職員を割り振ったわけですけれども、そのために災害業務の人員が不足するといった悪循環があったということも１つ挙げられると思います。

そのために、直接の災害対応がその分遅れてしまったのではないかなということが、１つ大きな反省点として挙げられるかと思います。

また、災害の場合の対応の前の段階として、防災行政無線、こういった機械的な整備もなされていなかったということも、避難者に正確な情報を伝えることができなかったと。その関係で被災をしている避難者に大きな不安感を与えてしまったということも１つ大きな反省点として挙げられるものと思っています。

○５番（福永　啓君）　そのような、本当に今回は想定外を想定して、いろいろな計画を立てていかなければならないと思います。

あと、情報伝達です。先ほど課長の言葉の中にもありましたが、発災から２～３日経過した後、情報伝達、もちろん防災行政無線がなかったのでこれは大変だったと思います。区長さんや民生委員さんたち、この方々が中心となって行われたのです。皆さん精いっぱい対応されていただきました。しかし、皆様も被災者なのです。地区外に避難されていたり、地区内にいらっしゃらなくなったり、地域で生まれてきて、自ずとその地区地区で、やはりその情報とか伝達の差がこんなに生まれてくるわけなんです。対応の差もです。

今回防災行政無線が整備されますから、音声による情報の伝達、これは今後町内一律ある程度の質は担保されるでしょう。しかし、どうしてもこういうときというのは、人が実際に行って行わなければならない作業というのは多発します。これらの問題、この問題については今後どのように対応されていくおつもりでしょうか。

○総務課長（吉本敏治君）　まず、災害時の情報伝達です。それから情報の収集があって共有して伝達をするということになろうかと思いますけれども、まず、熊本地震の際には、何とか電話の確認で地域の嘱託員の皆様に電話連絡で何とか区域住民の安定確認を行ったということが１つあります。

そしてまた、現地の状況につきましては、道路とか農業施設、農地、こういったものは直接職員が出向いていって確認した部分もありますけれども、その多くは現場にある程度張り付いてもらった消防団の団員から連絡をもらったというものもありました。

それから、集めた情報をどういうふうに周知をするかということになりますけれども、まず行いましたのは、議員各位にも出席をいただいたんですけれども、４月20日に合同の防災会議というものを行いました。それから災害臨時号という広報紙に代わるものです。都合３回発行をしております。それからホームページへの掲載、そして消防団による広報や区長、嘱託員、そして民生委員等による訪問活動です。そういったものもできる限りというところでしていただいておりました。

今後につきましては、防災行政無線はできますけれども、完成後です。ただ、今回の地震のような場合は、事前にその情報を伝えるということができませんので、基本的には地震の際は、事後の処理、事後の情報をどういうふうに伝え、的確な避難をしてもらうか、そういったことが一番大きな課題となってくるだろうと思っております。

そういった手段についても、十分考えて計画等に反映させる必要があるのではないかとも思っております。

それからもう１つ、自治防災組織というものが組織上結成をされておりましたけれども、中では、いわゆる嘱託員と自治防災組織の長が兼ねているというところがほとんどであります。しかし、区の仕事です、行政区の仕事を直接請け負っている嘱託員と、災害に限って、災害の対応をやはりしていただく必要がありますので、そこは今後やはり変えたほうがいいのかなと。そして災害に専念していただく方々と、区長は区長として、嘱託員としていろんな連絡情報、そういったやり取りも必要になりますので、そういった部分を、こ

れは嘱託区にお願いをする必要があると思いますけれども、その取りまとめ役として、やはり二本立てでいったがいいのではないかと、そういったことは今後の課題として、また地域にもお知らせし、御協力をいただきたいと思っております。

○５番（福永　啓君）　自主防災組織です、御船って100％近くできていたんです、既に、熊本地震の前に。しかし全く機能はしませんでした。やはり位置付けも防災計画の中にもございませんでした。そのあたりも、多分今度の防災計画ではきちっと位置付けをしていただけるんだろうなとは思っております。

また人です、区長、結局これは自身に限らず水害でも同じです。区長が被災されたら、じゃあ誰に言うのって、さっき言ったみたいに自主防災組織の長も区長だったわけなんです。そうすると、それによっても全然情報の伝達度合いが違いました。これはやはり人を、区長が被災された場合は誰、そこが被災された場合は誰と、せめて３段階、ここまではきちっと、人による確認、情報収集が必要なものに関しては、３段階ぐらいは決めておかなければいけないと、今回強く感じたところです。そのあたりはぜひ防災計画に盛り込んでいただければなと思います。

あと、避難所に関してなんですが、一定程度機能した町の避難所もありました。機能しなかった避難所もありました。自主的に避難所となった、全然私たちが想定していなくて、自主的に生まれた避難所もありました。また、このカルチャーセンターの例なんですが、これは職員の方も覚えていらっしゃる方も多いと思います。避難所に400～500人の方が避難されていました、前震で。その後に本震が起こりました。内部の壁とかが崩壊が始まりました。避難所に避難されていた被災者の方が避難所で被災されるという。そしてその方は深夜に狭いカルチャーセンターの前の駐車場に、もう400人ぐらいだったと思いますけれども、みんな本当に肩寄せ合って、少ない毛布を分け合いながら、あの日一晩過ごしたんですよ。私は本当に死人が出るかと思いました。よかったです、雨が降らなくて。寒かったけど、冬じゃなくてよかったです。偶然、幸いにもあそこで病人は出ませんでしたけど、そのように、避難所で避難した人が被災者になるという、本当に想定外のことが、恐らくカルチャーセンター以外でも、ほかのところでも多々起きていたのではないかなと思います。

このような避難所に関して、今回ハザードマップ等や地域防災計画を作られるわけなんですが、これをどのように反映させるか、お話をお伺いします。

○総務課長（吉本敏治君）　今お話がありましたとおり、特にカルチャーセンターにつきましては、前震の後の本震で壁面が崩れたりとかいうことがあって、その下におられた方はびっくりされたかと思います。ただ、ほかのところでは、前震で既に使えなくなっていたという避難所もありました。その関係もあって、体育館を避難所としていたところ、急遽校舎の中に切り替えたりとか、そういった格好で対応をしましたけれども、今教育委員会では、ほぼ体育館については災害復旧工事は終わっていると思います。あと、カルチャーセンターを今から本格的な工事に入るということになろうかと思います。

それともう１つのスポーツセンターです。スポーツセンターが一番大きな数を収容できるというところで期待をしておりましたけれども、やはり天井が落下しまして使えなかったということで、ある限りの中での施設で、緊急的に代替しながら対応してきたというところがあります。今後も指定避難所として指定をしていきますけれども、一定の復旧工事が終わったところは、当面安心して避難所としてできるとは思いますけれども、ただ、災害の種類も幾つもありますので、今後は災害の種類に応じた避難所というものを少し考えていく必要があるだろうとは思っているところです。

そういう想定する災害です。地震等については、やはり壊れなければ建物の中ということになりますけれども、水没しそうなところであったり河川のそばであったりということを考えると、それから車での避難とか、そういったものもあると思いますので、そういった部分に避難所、避難場所というものを考慮していきたいと思います。

○５番（福永　啓君）　避難所です、今種類別、これは本当に必要なことだと思います。災害によって一律に同じ避難所が使えるわけではないわけですので、そういうことは、実際に今ある避難所、そして自主的にできてきた避難所、これについてとりあえず総点検、見直してみてください。ここはどういうところで、なぜこれが起きたんだという、そういうこともやった上で、きちっと緊急的に避難するところ、そして恒常的に体育館みたいに、とりあえず何もわからないときにはあそこに行きなさいとかいう場所とか、そういうふうに幾つかきちっと指定していただければなと思います。

また、車中泊ですよ、今回、車中泊。民間の行為で車中泊させていただいたところもありました。この車中泊の場所についてはどのように設定していかれますか。

○総務課長（吉本敏治君）　確かに今回の熊本地震では至るところに車中泊の避難者というのが数多く出ました。最終的にその数が把握できないほど至るところに車中泊の避難者が存

在していたということももちろん反省点として考えられるところです。それにつきましては、まず避難所を指定するわけですけれども、車での避難ということになりますと、乗り入れられれば当然学校のグラウンドあたりも利用させていただきたいとは考えているところです。いわゆる公共施設として、あるいは公用施設として。

それから、先ほど言いましたけど、民間の敷地に多数の駐車場となっているところに避難をされたと。これはお店側としてもどうすることもできなかったんではないかと感じております。今後は事前に結べるところとはできるだけ協定を結びながら、いざというときの避難場所としての確保、こういったものが今後当然ながら必要になってくるだろうと考えております。

○５番（福永　啓君）　よくわかりました。備蓄計画、これについても少々お答えください。

○総務課長（吉本敏治君）　備蓄計画についても、これまでの地域防災計画の中にも盛り込んではおったんですけれども、なかなかその整備については追いついていなかったと。これは我々の危機意識としての反省点も踏まえて認識をしているところですけれど、いま一度支援物資を数多くいただいております。まだ一部一定のところに保管をしておりますので、まず、支援物資の確認をして、まだ十分使えそうなものについては、今後備蓄用のコンテナも整備しておりますので、そういったところへの配備と、それから今後考えられるものについては、これは予算上の措置が必要になってきますけれども、大体地域防災計画の中では５年間ぐらいでの計画を組んでおったんですけれども、今後も５年間をめどに、必要なものを配備する予算をまず確保することが必要だと考えております。できるものとできないものがあるかもしれませんけれども、どうしても避難所において必要なもの、そういったものを優先的に考慮していきたいと考えております。

○５番（福永　啓君）　本当に備蓄は全くなかったですからね。私も終わってすぐ、社教に駆けつけたんですよ、何かあるかなと思って。毛布が15枚ぐらいありましたね。それを持ってカルチャーセンターに行って、皆さんにやりました。しかし、これほどやっぱり緊急に必要なものが全くなかったと。本当に皆さん苦労して、家から持ってきたりとか段ボールまで、そして何とかその場をやり過ごしたと。こういう苦い経験がありますので、備蓄計画については計画的に進めていただきたいと思います。

また、ハザードマップの改訂も予定されているということで、内水被害のこともありましたけど、そのハザードマップで、大きくはどのように改訂されるのですか。内水被害、

先ほど国の想定というのもありましたが、例えばここのカルチャーセンターの横あたり、あのあたりは毎回浸かるんですよ、昔から。しかし、ハザードマップでは浸水地域になっていなかった。西往還のほうも一部そうです。

そのように、実状とかけ離れたところがたくさんございました。このあたり、今回はどのような改訂を予定していらっしゃいますか。

○総務課長（吉本敏治君）　ハザードマップについてですけれども、基本的にはハザードマップにつきましては、まず御船地域内には御船川という一級河川と、それから矢形川、これは二級河川になりますけれども、大きな川として２つ流れています。原則といいますか、そもそも一級河川については当然国土交通省が浸水想定区域を管理していますので、その浸水想定区域が今年の５月に国土交通省で大きく見直しをされております。この大きく見直しをされた一因としては、去年も今年も日本各地で大きな水害が発生しました。そういったものを踏まえての最大限の災害を想定した改訂だと思っております。御船川水域についてはそれを使う予定であります。

そしてまた、矢形川につきましては、これは県の管理の河川でありまして、県がハザードマップ等に想定区域を作るわけなんですけれども、まだそちらは県に確認をしておりますけれども、まだできておりません。

したがって、今回の町の地域防災計画の中でのハザードマップ、こういったものについては、できるだけ必要な新しいものを使いたいとは思っておりますけれども、県と連絡をとりながら、その辺を進めさせていただきたいと思っております。

○５番（福永　啓君）　国の想定、県の想定、まだそれからもしかしたら町の実状と違うかもしれません。それをきちっと現状を盛り込んでいただいてハザードマップは作っていただきたいと思うんですが､大体いつ頃完成し､大体町民に配布されるのっていつ頃になるか、大まかな目安があれば教えてください。

○総務課長(吉本敏治君)　今事業そのものについては平成29年度事業で進めておりますので、来年の３月までには完成をさせたいと思っております。

ハザードマップにつきましては、当然５月ぐらいから出水期に入りますので、できれば４月内には、４月ぐらいには地域住民の方々にもお配りをしたいと、することができるようにというところで今考えています。

○５番（福永　啓君）　このように聞いていけば、どれだけ時間があっても足らないような地

域防災計画の内容なんです。この地域防災計画については、議会の議決事項でもあります。大体、今は３月いっぱいとか、６月までにはという話も出ておりますが、この地域防災計画について、議会に素案を示していただける予定はどのくらいで、どのくらいの議会に提出を予定していらっしゃるのか、わかる範囲でお答えください。

○総務課長（吉本敏治君）　冒頭で町長が申しましたように、議会には平成30年の６月議会以降にお示しをしたいと思います。素案等につきましては、できるだけその前の段階でと考えております。

○５番（福永　啓君）　この地域防災計画及びハザードマップなんですが、これはできておしまいじゃこれは決してないんです。御船町にはもともとあったわけなんです。しかし、今回地震の後、前震の後、私も町内を回りました。そしたら、町内、マラソンとか駅伝を待っていらっしゃるみたいな方々でした、９時過ぎぐらいに。皆さん外に出て、道路のところに立ち尽くしていらしゃるんですね。お話をお聞きすると、「何をしていいかわからない」「どうしていいかわからない」と、「全くそれがわからない」と、茫然と立っていらっしゃる方々が道の周りにずらっと並んでいらっしゃいました。やはり、そのためにも、この防災マップとか防災計画、それを周知徹底させ、そして防災に関する教育、集会とか避難訓練とか、そういうことです。そういう意識をずっと高めていくとともに、やはりそれを忘れないようにしていかなければいけないと思います。

これは、地域防災計画とか、今回の熊本地震でそれを周知、そして忘れないようにするためにはどのようなことを考えていらっしゃるか、お伺いします。

○総務課長（吉本敏治君）　まず地域防災計画、ハザードマップもそうですけれども、周知方法としましては、地域における学校ですとか民間企業、こういったところで行われる防災訓練等にも、こちらから出向くことがあると思います。そういった際には地域防災計画も必要な部分は抜粋をしたりとか、そういったデータでもらう部分もありますので、そういった必要な部分は持っていきたいと思います。

それから、各嘱託員の方々、そういったところへも、そして自主防災組織の長といったところにもできればお配りをしたいとは考えているところです。

○５番（福永　啓君）　地域防災計画の内容です。これはこんなに厚いんです。御船はこれぐらいでしたけど、多分今度はこんなに厚くなると思います、他町と同じように。それは、決してなかなかわかることではないと思います。仕方がないんですけれども、人間という

のはやはり痛い目を見らんとわからんわけです。だけど、痛い目に遭ってもすぐ忘れるとです。ですから、そういうのを忘れない、そしてこれをきちっと防災に対応していくためには、わかりやすい情報の提供が必要だと思います。ハザードマップについても、単に地図だけではなくて、防災計画の内容も織り込むとか、そのような工夫はぜひお願いしたいと思います。

町長、地域防災計画の策定は、これからの防災についてどのようにお考え、どのような方向性、どのような気持ちを持っているか、あと１回お聞かせください。

○町長（藤木正幸君）　今聞いておりまして、議員御指摘のとおりだと思っております。私は震災を受けました。震災のときに感じたのは、やはり計画はあったとしても行動に移せなかったということを強く感じております。言われたように、やはり町民の方々が動けなかったということは事実だと思います。

防災計画の中には避難所を開設するとか、何々をするというところまでは書いてありますけれども、いつ、どこで、誰が、何をするという、詳しいところまではなかなか踏み込んでないというところが現状だと思います。

そのことを踏まえて、今回の防災行政無線を整備いたしますけれども、私としたら町全体で、どんなに防災訓練をやろうが防災計画を立てたとしても、震災を受けてわかったことは、地域が動かないと何もできないということがわかりました。そのために、皆さん方にお願いをして、地域振興波（シンコウハ）というのを付けさせていただきました。地域が日頃からその無線を使っていろんな行動を訓練しないと、いざ何かあったときに行動に移そうと思ってもできないと。だから地域振興波で日頃からそういった訓練をしようと。その中において、片方からの一方通行ではまた防災はできなかった。だから、防災無線のところには、必ず向こうからこっち側に情報が伝えられるようなものを付けたいということで、今進んでおります。

ぜひとも、訓練が私は一番大事だと思います。日頃からの訓練を地域で行っていくということを繰り返していくことにより、この防災のマップ、そういったものが有効活用できるのではないかと思います。これから、マップができた後、一緒にそういった訓練関係のものを出していきたいと思います。

○５番（福永　啓君）　はい、わかりました。

次に、仮設住宅について、有効利用について質問します。現状は先ほども少しは御説明

いただきました。現状及び制度上のことなんですが、そもそも仮設住宅というのは、仮設住宅として利用された後はどのようになるという制度になっていますか。

○企画財政課長（坂本幸喜君）　お答えします。

制度上ということでお答えさせていただきたいと思います。仮設住宅の期間終了後に県が解体、撤去を行いまして、仮設住宅が建設前の状態に戻す。これが基本となっております。木造仮設につきましては、仮設期間終了後には町が条例上の住宅として有効する場合は、無償で譲渡を受けることができるということに聞いております。

また一方、災害公営住宅として使用する場合は、公営住宅法の規定を満たすための改修が必要となりますので、その改修を県で行ってから譲渡となるため有償譲渡となると聞いております。しかし、今申し上げましたことに関しましては、現在は仮設住宅としての利用が主な目的でありますので、まだ仮設住宅として活用している最中であるため、今のところ県から正式な通知があっているわけではありません。

○５番（福永　啓君）　仮設の中にプレハブもありますよね。プレハブの仮設については、これはその後の有効利用等はどうなんでしょうか。

○企画財政課長（坂本幸喜君）　プレハブ仮設につきましては、これはリース物件であります。県がリース契約をしております。また５戸のコンテナの仮設については、町がリース契約をしておりまして、仮設期間が終了した後は無償で譲渡を受ける予定であります。

○５番（福永　啓君）　プレハブ仮設なんですが、木造は県から無償で譲渡を受けることができるとさっきおっしゃいました。プレハブ仮設については、リースではあるんですが、これを町が買い取ったり町が譲渡を受けたりすることは制度上できるのですか。

○企画財政課長（坂本幸喜君）　お答えします。

プレハブ仮設につきましては、言われるように、県がリース契約をする段階で、解体までを含めたところで契約を行っているという状況であります。そのため、県の予算や契約内容の変更など、さまざまな調整が必要となります。プレハブ仮設を町が必要とするニーズ調査等を行った上で、県またはプレハブ業者と協議をしていく必要があるものと考えております。

○５番（福永　啓君）　これは今、全部可能性についてお聞きしているところなんです。まず、町が木造については譲渡を受けることができると。この町が譲渡を受けた木造仮設なんですが、これに何か用途の制限というのは、制度上は係ってくるものなんですか。

○企画財政課長（坂本幸喜君）　今の用途の制限についてなんですけれども、木造仮設を恒久的な住まいとして使うのであれば、建築基準法等の規則があります。さらに、法の基準を満たすために補助金の活用を行えば、その使った補助金の制限があるものと考えております。災害公営住宅として譲渡を受けるのであれば、災害公営住宅として使うという形で制限がかかります。条例上の住宅としては、条例で用途を定める必要がありまして、条例でどのように定めるかの制限はないと聞いておりますが、譲渡を受ける前にどのような目的のために譲渡を希望するのか、こういう確認が県からあるものと考えております。

○５番（福永　啓君）　そこはちょっとよくわからないところなんです。例えば、この木造仮設というのは、２年間ないし３年間の仮設としての役割が済んだ後のことを私たちは言っているわけです。では、県がどうやっているか、過去に、実は同じ木造仮設は阿蘇でも造られています。ではその後どうやっているかといったら、県はその譲渡制限などは全くかけずに、単に競売に出しているんですよ。単に競売に出して、5,000円で落札した人もいれば高く落札した人もいると、そのようなことになっているんです。今回も譲渡するにあたり、何をもって譲渡制限が付くのかというのは、ちょっとわからない。これは後々の、今なぜですかと課長に聞いても、それは県の方針ですから、課長はお答えできないと思いますが、そういうことも含めて、検討委員会で検討していただければなと思うんですが、まず基本的に、住宅としての利用は、これは町で検討されているところなんです。そもそも、今あるすべての団地、それがそのまま、そこにあるまま有効利用は可能なのかどうか、そのあたりはいかがでしょうか。

○企画財政課長（坂本幸喜君）　お答えします。

　そのままの状態で、恒久的な住宅として活用する団地はありません。すべての団地について、何らかの補修などが必要との指摘を受けているところであります。

○５番（福永　啓君）　簡単にで構わないんですが、木造仮設団地を有効利用するため、そこの場所で仮に有効利用するためには、それぞれの団地に主にどのような規制がかかっているのでしょうか。

○企画財政課長（坂本幸喜君）　すみません、御船町には今７カ所木造仮設住宅があります。この７カ所すべてということで。

○５番（福永　啓君）　大体主な施設でということです。

○企画財政課長（坂本幸喜君）　大まかな施設で、はい、お答えします。

まず、田代東部の仮設団地ですけれども、ここは合併浄化槽の改修が必要です。西木倉仮設団地につきましては、団地前の道路が、建築基準法の道路としての認定を受けて、またこれは農地転用の許可が必要となってくると思います。次に、甘木の仮設団地につきましては、合併浄化槽の改修、それに建築基準法による接道のセットバックが必要です。東小坂の仮設団地につきましては、建物が構造上建築基準法に合致しておりませんので、屋根や壁を取り壊して造り変える必要があります。また駐車場とか通路、この確保ができていない点も改修する必要があると考えています。また一部に農地があるため、農地転用の許可が必要と。次に、滝川仮設団地につきましては、都市計画法上の開発許可を受ける必要があると。落合仮設団地に関しましても、これも一緒です。都市計画法上の開発許可を受ける必要があります。またここに関しましては、浄化槽の改修、それに農振の除外、それに農地転用の許可が必要となってきます。最後に南木倉なんですけれど、これも都市計画法上の開発許可が必要となっています。それと別に、合併浄化槽の改修です。それと、今言いました開発許可を受けることになった場合は、面積に応じまして、調整池が必要となってきたり、固まった緑地が必要となる場合があります。

○５番（福永　啓君）　このようにお聞きしていると、やはり規制がたくさんあります。適用させるためには、全部をそのままで使うというわけには絶対いかない。幾つかは解体しなければならないというか、建物はそのままでは使えない。解体しなければならないところが出てくるのではないかと思うんですが、そのところはどうお考えですか。

○企画財政課長（坂本幸喜君）　お答えします。

町が活用しない団地につきましては、もう解体ということになってくると思います。譲渡を受けない限りは県の所有物なので、それに関しましては県が行うということになります。

○５番（福永　啓君）　同じような仮設は、先ほどもちょっと申しましたけど、阿蘇の豪雨災害、平成24年の豪雨災害、それにおいて阿蘇市で何件か木造住宅が建てられております。その後は、今現状はどうなったか、調査等はしていらっしゃいますか。

○企画財政課長（坂本幸喜君）　阿蘇市に電話をかけて確認をしております。まず、15戸につきましては、これは県から譲渡を受けまして、阿蘇市の条例上の住宅として利用されております。平成28年の２月、３月頃にすべての住民が再建されまして、退居をしたところと聞いておりますが、その直後に熊本地震がありましたので、そのまま熊本地震の仮設住宅

として活用していらっしゃるとのことでした。

その他の団地につきましては、譲渡を受けずに、県へ返還されております。その後、返還を受けた県が公募を行いまして、一部を住宅や部材として売却されたということでした。

○５番（福永　啓君）　その木造住宅です、町が使いませんとかいって県に返還した木造住宅がどうなったかというのは、調査してまいりました。これは新聞等で競売の告知があったそうです。そして、入札、落札を経て、落札者によるいろんな利用がされています。その中の１つ、紹介いたします。今回皆さんにお配りしたんですが、小国町です。こういうふうに温泉を掘って、その前に宿泊施設、リゾート小国という名前の小国の施設なんですが、ここの一番右端、こっちから行ったら左端のほうにあります。この建物、これです。大きくしますと、皆さんが見られていらっしゃるような部分です。これが今宿泊施設として有効とされています。これはここに10数キロメートル移動されたそうなんですけど、では幾らでどうなったかと。この方は、県から5,000円で落札したそうです。基本は、落札した後は、２カ月以内に撤去してくださいと。そして、基礎から何から撤去してくださいということだったのです。用途はもちろん自由です。何しろ部材として売ってもいいし、転売してもいいし、そしてこの方はもちろん自分で使うつもりでしたのでそこに建てました。

このように、本当にいい建物に見えます、基礎からきちっと打ってあって。これは移築費用は350万円です、すべてを込みで。もちろん撤去から移築まで350万円でこれができています。中をお見せしたいと思うんですが、台所です、これは仮設の台所です。皆さんよく御覧になっている仮設の台所です。そして、こういうふうに、これは２ＤＫの部屋でして、２ＤＫが２つ入っているんです。そういう本当に立派な宿泊施設となって今再利用されておりました。

今の課長の話からも、利用できないものは必ず出てくる。その場合については、県が責任を持って撤去することになるであろうとおっしゃいましたが。それはもちろん撤去するしかないんですよ。これを撤去せざるを得ないような建物、これは御船町において移築等により有効利用等、それは考えていらっしゃいますか。

○企画財政課長（坂本幸喜君）　移築という有効活用についてと思いますけれど、十分それは検討に値するものと考えております。先ほど、この写真のやつは県が返却を受けた後に、解体するのではなく、有効活用するために公売をしているものと思います。その際に、阿蘇市から買いたい住民等がいるというニーズを、県へ情報提供を行ったという話も聞いて

おります。どのような形で県と協力体制をとっていたかという情報収集を図りつつ、県と協議を行っていきたいと、もし同じことをすれば、そういう形で考えております。

○５番（福永　啓君）　一回県に返すのではなくて、これは今後の協議になると思うんですが、これは町の財産だと思うんです。実際にこの木造住宅を自宅の再建に利用できたらな、どうだろうなという相談も何件か私も個人的には受けています。まだわかりませんと、大分前からですよ、これは。

そういう、有効利用の具体策については、県に返したりじゃなくて、これは町が、私はこの160戸、ファインプレイだと思っているんですよ。ようこれだけ造ってくれたと。その後もこれは県に返さんで、町として有効利用できるのだったら、町として有効利用したほうがいいのじゃないかと。可能性はたくさんあると思います。生活再建、被災者の生活再建に使うのもいいでしょう。そのほか、これを町の商業者たちが、何らかの補助金をもらって中山間部に宿泊施設、農園をする宿泊施設を造ると。そうすれば、350万円ですよ。もしこれを町がやったら、これは700万円、800万円は絶対かかると思います。民間だからこそこれが350万円で実際移築できているんです。これは随分前の話じゃないんですよ。つい１年ぐらい前の話ですよ、これを移築されているのは。

ですから、そういうあらゆる可能性を勘案して、先ほども十分検討に値するとおっしゃっていただきましたので、この検討委員会等で、極端な話ですよ。この木造住宅です、買い取って､町がもらい受けて分譲として売りましょうと､そういうこともできるんですか。

○企画財政課長（坂本幸喜君）　お答えします。

補助金等の活用がなくて、その制限がないことなら、譲渡を受ける際の目的や条例上の用途を果たした後であれば、可能かもわかりません。しかし、譲渡を受けてそのまま分譲となると、分譲目的で譲渡を受けることになるため、今のところ、条例上の住宅としての利用とか、災害公営住宅としての利用という点でしか県と話し合いを行っておりませんので、そのような目的で譲渡を受けることが可能かどうかを含めて、県と協議をしていく必要があると考えております。

○５番（福永　啓君）　結局、それを町はするかどうかという可能性は低いとは思っているんです。ただ、結局一般財産として受け入れたものなんです、町が。だから最終的には、県がその用途は終わっているんです。では県はどうするかといったら、それをうっ払っちゃっているんです、用途なしに。でしたら、町だって自由に処分してもいいんじゃないか。

何を処分できない根拠があるんだと、私は思うんです。県といろんな協議が必要でしょうが、あらゆる、もう本当に既成概念にとらわれず、これは、先ほどから何回も言いますけど、本当に町の有効財産として活用すれば、地域の活性化、中山間部の活性化、町内の活性化、そして被災者の生活支援までいろんなものに使える可能性がある、非常に有効な財産だと私は認識しておりますので、そのあたりはぜひ多目的から検討していただきたいなと思います。

もう時間もまいりましたので、町長にお話を伺いたいんですが、この木造仮設、160戸、棟数だったら50棟ぐらいですか。これについて、利用方法、またこれについて今からどう思っていらっしゃるか。設置されたときの思いも含めて、お話をお願いしたいと思います。

○町長（藤木正幸君）　木造160戸ということで、県と打ち合わせをしながら御船町に建てていただいたわけであります。しかしながら、振り返りますと、その当時はなかなか土地がなかった。その中において、土地を探していく上で民地を多く使わなければいけないということをお聞きしました。最初はプレハブでいっていたんですけれども、だんだんと民地、民地となってきたときに、考えたのが集積という問題です。被災者は人それぞれ違います。恐らく再建できない方々も多く発生するだろうということが考えられました。その中において、プレハブだったならば、もしいつから期限を切られたら、それで終わってしまうということで、この木造をうまく集積に利用できないかという思いで木造でいきました。

１つは、災害公営住宅の中で、今から建てていく災害公営住宅とこの木造住宅、これは切り離して考えてくださいよというのが、国から言われています。あくまでも災害に遭われた方々は災害公営住宅に入るということが前提ですよということでした。

その中において、御船町は440戸という多くの公営住宅を災害前に抱えていました。その中において、半数はもう耐久年数を超えた住宅があったわけです。ここにいらっしゃる方々も被災されています。そういった方々をどうするかという問題も抱えていました。そういった経過の中から木造を多く建てて、もし災害がひと段落したときには、この木造住宅をできる限り公営住宅として利用する価値はないだろうかということから始まっていったということと、被災した方々が公営住宅に入らず、再建するために私は頑張るという方々の居場所として、こういった思いから木造住宅を多く建ててきたというところがあります。

確かに、後半になりましたら急がなければいけないということで、いろんな規制を緩めて建てたところもあります。しかしながら基本的には考え方は161戸、全部を残すというの

が最初の基本です。それから、県と打ち合わせをして、この団地は規定にありませんからこれは続けることはできないでしょうと。そしたら県に返すという形で、マイナス方式で削っていきたいと思います。できる限りのものは残して、今後の災害公営住宅ではなくて、先ほども答弁の中で言いましたとおり、私は公営住宅として残していって、町営住宅として古くなったところをそちらに住んでいただくということで、今後、公営住宅が恐らく相当数になってくると思います。少しでも減らせるようにいきたいという思いで今後進めてまいりたいと思っています。

○５番（福永　啓君）　災害公営住宅、これを公営住宅として残してほしい。できる限りのそういうところで、今やはり町営住宅の超老朽化した町営住宅もあります。その方にも安全な住宅に移ってほしいから、そこは残してほしい。

でも、今までのお話をお聞きしていると、そうやって最大限残しても、どれぐらいかわかりません、半分までいかないかもしれませんけど、相当な割合がやはりどうしても撤去とか移築をせざるを得ない。その有効利用について、単に単一に県に返すではなくて、これは私は非常に有効な町の財産だと思っています。私は県に返さんでもよかと思っている。町で使いましょうという提案も含めて、今回の有効利用の質問を終わらせていただきます。

どうもありがとうございました。